

令和4年第2回

美里町農業委員会総会議事録

## 第2回美里町農業委員会総会

### 1 開催日時

令和4年2月25日(金) 午後1時45分から午後3時20分

### 2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

### 3 出席委員(13名)

1番	佐々木 幸一郎	2番	福田 なほ子	3番	鈴木 幸博
4番	渡邊 雅光	6番	後藤 幸太郎	7番	小野 保裕
8番	我妻 卓美	12番	久道 雄悦	11番	澁谷 正行
13番	尾形 司	14番	古内 世紀	15番	邊見 勝寿
16番	伊藤 恵子				

### 欠席委員(3名)

5番 柴山 真二      9番 片倉 澄子      10番 遊佐 恭一

### 4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 農地法第3条の規定による許可書の返戻について

### 5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について  
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について  
第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について  
第4号議案 下限面積(別段の面積)の設定について  
第5号議案 美里町農業委員会委員の辞任の同意について

### 6 その他連絡・報告事項

1. 令和4年 2月事業報告について
2. 令和4年 3月事業予定について
3. その他

### 7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 菊地 和則  
事務局次長 高橋 博喜  
総務係長 澤村 拓也

## 8 会議の概要

事務局長	開始時刻となりましたので、ただいまより令和4年第2回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長より挨拶をお願いします。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくをお願いします。
議長	それでは、これより令和4年第2回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日、5番柴山真二委員、9番片倉澄子委員、10番遊佐恭一委員の3名から欠席の申出がございましたので、出席委員は13名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。6番後藤幸太郎委員、7番小野保裕委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、2月7日と2月21日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。 初めに、2月7日の担当委員より報告をお願いいたします。
邊見勝寿委員	2月7日月曜日、202会議室におきまして、遊佐恭一委員、片倉澄子委員と私邊見の3名で対応しております。本日は遊佐恭一委員と片倉澄子委員がお休みのため、私が報告させていただきます。 相談件数は2件でした。 1件目は、●●の●●●(●●●)さんという方で、相談内容としては二つあり、そのうちの一目として、現在、水田を●●地区●●の●●●●●さんに耕作を依頼しておりますが、自分の後継者が現在サラリーマンで今後も農業をする気がないため、農地を売りたいということでの相談でした。対応といたしましては、これまで耕作していた●●●●●さんに一度相談していき、ということのお話をしました。それが駄目な場合は、農業委員会の方でどなたか耕作者を捜してみます、ということのお話をいたしました。また、●●●(●●●)さんのもう一つの相談内容ですが、以前に自分所有の売却した畑があり、それが相手のほうで登記をせず、なおかつ農業委員会を通していなかったということのものでした。その方は現在作物を作っていますが、そこを農地以外の地目にしたいが、どのような方法なら地目変更できるか、という内容でした。考えられる方法としては、農地転用か非農地証明願いによる地目変更等が考えられますが、まずは関係者と相談してみてくださいという話をしました。 2件目は、●●●の●●●●●さんという方で、現在、●●の●

●●●さんとJAの受委託契約ということで耕作してもらっていますが、ちょっと不安なので相談に来ました、ということでした。ただ、いろいろ確認しましたところ、以前から毎年JAの受委託契約により契約しており、きちんと作付けしていただいております、お金のほうもきちんと期限まで払っていただいているということです、何も心配はいりません、というお話をいたしました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

引き続き、2月21日の担当委員より報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

2月21日、伊藤会長、澁谷委員、私久道とお待ちしておりましたが、相談者は来庁しませんでした。以上です。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いします。

事務局

(報告事項2、報告事項3、報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より報告事項2番、使用貸借権の合意解約について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項5番、農地法第3条の規定による許可書の返戻について事務局より報告願います。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり報告を行った)

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より報告事項5番、農地法第3条の規定による許可書の返戻について説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決いたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については原案どおり許可といたします。

議長 続きます、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案、議案番号14番から23番について議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 休憩します。(14:15)

議長 再開します。(14:24)

議長 休憩前に引き続き、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について事務局より説明願います。

事務局 (説明する事務局職員が交代し、第2号議案、議案番号24番から55番について議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決いたします。  
第2号議案、農用地利用集積計画書審議について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。  
第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、42議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告いたします。

議長 続きます、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終了しましたので、ただいまより第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についての審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決いたします。  
第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。  
第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については、原案どおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を送付いたします。

議長 続きまして、第4号議案、下限面積（別段の面積）の設定について事務局より説明願います。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり施行が令和4年度以降であるが、令和3年度施行分と変わらない旨の説明を行った)

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終了しましたので、第4号議案、下限面積（別段の面積）の設定について、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決いたします。  
第4号議案、下限面積（別段の面積）の設定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。  
第4号議案、下限面積の設定については、原案どおり農業経営をする場合は30アール、空き家に付随する農地の権利取得を目的とする場合については0.01アールと、来年度も今年度と同様の運用をいたします。

議長 続きまして、第5号議案、美里町農業委員会委員の辞任の同意について事務局より説明願います。

事務局 第5号議案、美里町農業委員会委員の辞任の同意についてご説明

いたします。

令和4年2月14日付けで、●番●●●●委員より美里町長あてに「辞職願」の提出がございました。この提出を受けまして、2月15日付けで美里町長から本委員会に諮問がございました。

農業委員会等に関する法律第13条第1項には、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されております。

「農業委員会の同意」は、農業委員会の総会の議決により、総会出席委員の過半数の賛成によって行うもの、とされておりますことから、今回、議案として上程させていただいたところでございます。

辞任の理由につきましては、「辞職願」の中で「一身上の都合」とありましたので、本人と面談し意志確認をしたところ、意志は固く、総合的に判断して、辞任は致し方ないと考え、委員皆様の同意をお願いするものであります。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより第5号議案、美里町農業委員会委員の辞任の同意について質疑に入ります。ご意見、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決いたします。

第5号議案、美里町農業委員会委員の辞任の同意について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第5号議案、美里町農業委員会委員の辞任の同意については、原案のとおり決定いたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第2回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員  
議席 6 番

署名委員  
議席 7 番